

様式第1号

埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）公告

皆野寄居バイパス トンネル情報設備保守点検業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社会計規程第90条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、埼玉県道路公社・埼玉県土地開発公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

令和 2年 8月 6日

埼玉県道路公社理事長 秋山栄一

記

1 入札対象業務	
(1) 業務名	皆野寄居バイパス トンネル情報設備保守点検業務委託
(2) 業務箇所	一般国道140号/ 大里郡寄居町大字折原地内～秩父郡皆野町大字皆野地内
(3) 履行期間	契約確定の日から令和3年3月31日まで
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。
(5) 業務概要	<p>ア 目的 本業務は、一般国道140号皆野寄居バイパスの管理棟、釜伏トンネル、下田野トンネル、美の山トンネル、寄居トンネル、風布トンネルに係る情報設備の保守点検業務を行うものである。</p> <p>イ 業務内容 I T V設備点検 一式 ラジオ再放送拡声設備点検 一式 光伝送設備点検 一式 気象観測設備点検 一式 管理用無線設備点検 一式 トンネル警報板設備点検 一式 道路情報板設備点検 一式 中央設備点検 一式 道路情報板（HL-7）点検 一式 新皆野橋設備（延伸部）点検 一式</p> <p>ウ 業務の仕様等 実施仕様書及び共通仕様書等（以下「仕様書等」という。）による。</p>
2 落札者の決定方法	<p>埼玉県道路公社・埼玉県土地開発公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。</p> <p>(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。</p> <p>(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p>
3 入札手続きの方法	埼玉県道路公社・埼玉県土地開発公社一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定による。
4 仕様書等	<p>仕様書等は、以下により閲覧に供する。</p> <p>(1) 埼玉県道路公社ホームページ (http://www.tollroad-saitama.or.jp/) の入札情報に掲載。</p> <p>(2) 埼玉県道路公社本社における閲覧</p>

	<p>閲覧期間は、令和2年8月6日（木）から令和2年8月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。</p>	
5 競争参加資格確認申請書の提出	<p>入札参加を希望する者は、以下により競争参加資格確認申請書（様式第13号）を埼玉県道路公社本社に提出すること。</p> <p>(1) 公社に持参する場合 提出期間は、令和2年8月6日（木）から令和2年8月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。</p> <p>(2) 郵送の場合 受付期間の令和2年8月6日（木）から令和2年8月24日（月）午後4時までに到着するよう送付し、到着確認を必ず行うこと。※郵送事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。</p>	
6 仕様書等に関する質問	<p>設計図書等に関して質問がある場合は、以下により質問書（参考様式第3号）を埼玉県道路公社本社企画担当に提出すること。</p> <p>質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。</p> <p>(1) 公社に持参する場合 提出期間は、令和2年8月6日（木）から令和2年8月19日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。</p> <p>(2) 郵送の場合 受付期間の令和2年8月6日（木）から令和2年8月19日（水）午後4時までに到着するよう送付し、到着確認を必ず行うこと。※郵送事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。</p>	
7 質問に対する回答	<p>令和2年8月21日（金）午後4時00分</p> <p>質問に対する回答は、上記に示す日時までに道路公社ホームページの入札情報に掲載する。</p> <p>入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。</p> <p>また、入札参加者から質問がない場合でも道路公社ホームページの入札情報において発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。</p>	
8 入札執行の日時等	<p>(1) 入札日時 令和2年8月28日（金）午前10時30分</p> <p>(2) 入札場所 埼玉県道路公社 本社</p>	
9 入札に参加できる者の形態	<p>単体企業</p>	
10 入札に参加する者に必要な資格		
(1) 資格者名簿への登録	申請業務 [業務分類(大)]	電気通信工事業
	希望業務 [業務分類(小)]	有線電機通信工事 又は 情報制御設備工事
<p>平成31・32年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上に示す業務で登録されている者であること。</p> <p>ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「10(6)その他の参加資格」ウただし書きに該当する者については、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。</p>		

<p>(2) 所在地</p>	<p>本店又は主たる営業所</p>	<p>—</p>
	<p>資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」の所在地については、問わない。</p>	
<p>(3) 業務を行うための資格</p>	<p>資格者名簿における電気通信工事業の格付けがA級の者であること</p>	
<p>(4) 業務実績</p>	<p>道路の情報設備保守点検業務 (中央監視制御設備、遠方監視制御設備、無線通信設備、I T V設備、ラジオ再放送設備のいずれか)</p> <p>契約の締結日にかかわらず、平成22年4月1日から公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体（都道府県が出資する指定出資法人を含む。）との業務契約により、上に示す業務を履行した実績を有すること。</p> <p>なお、特定設計共同体による業務実績については、業務実績として扱わない。</p>	
<p>(5) 配置予定の技術者</p>	<p>—</p>	
<p>(6) その他の参加資格</p>	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 キ 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p>	
<p>11 最低制限価格</p>	<p>設定する。</p>	
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除する。</p>	
<p>13 契約保証金</p>	<p>(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（ウにあつては、保証金額）と同額とする。</p> <p>ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律</p>	

	<p>(昭和29年法律第195号) 第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号) 第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県道路公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>ウ 埼玉県道路公社理事長が認めた者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金は、還付しない</p>
14 支払条件	
(1) 前金払	しない。
15 業務説明会	開催しない。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 入札前に、入札参加者から競争参加資格確認申請書の写しを提出してもらい、参加資格者であることを確認する。</p> <p>イ 競争参加資格確認申請書の写しを提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。</p> <p>ウ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。</p>
(2) 入札書に記載する金額	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p>
(3) 提出書類	<p>ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書を初度入札の入札書提出の際に添付すること。</p> <p>イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4) 入札回数	<p>ア 再度入札は、3回までとする。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加できない。</p> <p>ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。</p>
(5) 不調時の取り扱い	<p>ア 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は、随意契約によることができるものとする。</p> <p>イ 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。</p>
(6) 入札の辞退	<p>入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。</p> <p>ア 入札執行前にあつては、入札辞退届けを提出させる。</p> <p>イ 入札執行中にあつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。</p>
(7) 独占禁止法など関係法令の遵守	<p>入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54条)等に違反する行為を行ってはならない。</p>
(8) くじによる落札候補者の	<p>落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじに</p>

決定	より落札候補者を決定する。
(9) 入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>ア 競争参加資格確認申請書(写)を提出しない者がした入札</p> <p>イ 入札者の押印のない入札書による入札</p> <p>ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札</p> <p>エ 金額の訂正のある入札書による入札</p> <p>オ 押印された印影が明らかでない入札書による入札</p> <p>カ 入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>キ 記載した事項が明らかでない入札書による入札</p> <p>ク 代理人で委任状を提出しない者がした入札</p> <p>ケ 他人の代理を兼ねた者がした入札</p> <p>コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札</p> <p>サ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札</p> <p>シ 明らかに連合によると認められる入札</p> <p>ス 虚偽の競争参加資格確認申請書(写)を提出した者がした入札</p> <p>セ 参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札</p> <p>ソ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
17 その他	<p>(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。</p> <p>(3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(4) この公告、設計図書等に関する事項については、質問回答書の記載内容を優先するので、入札参加の際は、必ず質問回答書を確認すること。</p>
18 問い合わせ先	<p>〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号</p> <p>埼玉県道路公社 企画担当</p> <p>電話 048-822-8073</p> <p>ファクシミリ 048-822-8082</p> <p>メールアドレス road@tollroad-saitama.or.jp</p>